

報道発表資料

令和2年5月15日
独立行政法人国民生活センター

除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか？ -新型コロナウイルスに関連して-

1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌・消毒用のアルコール液剤（ジェル状の商品含む）の需要が増えており、ドラッグストア等の店頭では品薄となっています。そのような中、インターネット通信販売サイトで除菌や消毒をうたう商品を検索すると、様々な成分を含む商品が販売されています。中には、アルコールの中でも人体への毒性が高いメタノールを主成分として含有する商品もみられました。また、手指の除菌には適していない成分を含む商品が手指にも使えるかのように表示されて販売されていました。

なお、除菌とは一般に化学的・物理的に微生物を取り除くことをいいますが、その対象や程度は公的には定められていません。一方、消毒とは一般に有害な微生物を除去、死滅、無害化することをいいます。手指の消毒は医薬品や医薬部外品の効能効果にあたるため、医薬品や医薬部外品にしか使えません。

そこで、各地の消費生活センターに相談が寄せられている除菌や消毒をうたう商品のうち、液状の商品に含まれるアルコール類、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、第4級アンモニウム塩、二酸化塩素の情報を取りまとめ、消費者へ情報提供することとしました。

新型コロナウイルスとは？（注1）

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

有効な消毒方法は？

手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんを使った丁寧な手洗いが有効で、さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。流水と石けんでの手洗いができない時に、手などの皮膚の消毒を行う場合には消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています（注2）。

現在、「界面活性剤（台所用洗剤等）」「次亜塩素酸水（電気分解（＝電解）法で生成したもの）」「第4級アンモニウム塩」に関しては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において、新型コロナウイルスに有効である可能性がある、物品の表面に対する消毒方法として、有効性の評価中です（注3）。

（注1）厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け） 新型コロナウイルスについて 問1より抜粋（令和2年5月12日時点版）

（注2）厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関向け） 問8より抜粋（令和2年4月22日時点版）

（注3）独立行政法人製品評価技術基盤機構「新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価」（2020年4月15日、2020年5月1日）

2. 相談事例

PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）（注4）には、新型コロナウイルスに関連した相談のうち、除菌や消毒をうたう商品（注5）については、2020年4月末日までで837件の相談が寄せられています。月別にみると、2020年1月は3件、2月は67件、3月は375件、4月は392件となっています。

（注4）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。相談件数は、2020年4月30日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

（注5）PIO-NETに登録された相談のうち、消毒液のほか、除菌等をうたったり、消費者がその効果を期待して購入するような液状、ジェル状、スプレーやシート状の商品等が含まれます（空気清浄器などの機器は含まれません）。

【事例1】 薬局で、消毒用にとメタノールを勧められ購入後、返品した。店の対応に問題がある。

（受付年月：2020年3月、相談者：年齢不明、男性）

【事例2】 アルコール配合ハンドジェルを、新型コロナウイルスに効くと思い購入した。主成分の塩化ベンザルコニウムが新型コロナウイルスを含むウイルス全般に効くのか不安だ。

（受付年月：2020年4月、相談者：60歳代、男性）

【事例3】 ウイルス感染症対策として通販サイトで除菌アルコール液等とうたう消毒液を購入したがアルコール濃度が低く効果がないものだった。

（受付年月：2020年4月、相談者：60歳代、男性）

【事例4】 店舗が新型コロナウイルスの対策として次亜塩素酸で消毒をしているようだ。人体に影響がないか心配である。

（受付年月：2020年4月、相談者：50歳代、女性）

3. 除菌や消毒をうたう商品に含まれる成分について

現在販売されている液状の除菌や消毒をうたう商品には、主にエタノールなどのアルコール類、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、塩化ベンザルコニウムなどの第4級アンモニウム塩、二酸化塩素などの成分が使われています。それぞれについて、特徴を紹介します。

(1) アルコール類

消毒に用いるアルコールは、通常、70%のエタノールなどが使用されます。メタノールは人体への毒性が高いものなので、手指の消毒には絶対に使用してはいけません

アルコールの中でもエタノール（エチルアルコール）は除菌剤等に含まれる最も一般的な成分ですが、現在品薄となっており、通信販売サイトで販売されている商品は価格が高くなっている状況です。なお、流水と石けんを使っての手洗いを丁寧に行うことで、十分に新型コロナウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はないことを踏まえ、購入をする際は慎重に検討しましょう。

消毒に用いるエタノールは、通常、70%濃度の使用が推奨されていますが、新型コロナウイルスに対しては、70%以上の入手が困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えないとされています^(注6)。

イソプロパノール（2-プロパノール、イソプロピルアルコール、IPA）も医薬品の消毒剤の有効成分で、50～70%の濃度で使用されますが、新型コロナウイルスに対しエタノールと同様の効果があるとされています^(注6)。

なお、PIO-NETには、消毒用にメタノールが含まれている商品を勧められたとの相談も寄せられていましたが、同じアルコールでも**メタノールは人体への毒性が高いものですので、手指の消毒用には絶対に使用してはいけません**。購入する際には、表示などで成分をよく確認しましょう。

また、高濃度のアルコールは一般的にいずれも可燃性なので、使用する際は火気を避け、換気をしましょう^(注7)。

(注6) 厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関向け）問26より（令和2年4月22日時点版）

(注7) 東京消防庁 報道発表資料「消毒用アルコールの取扱いにご注意ください!!」（2020年4月17日）
(<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kouhouka/pdf/020417-2.pdf>)

(2) 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは家庭用の塩素系漂白剤の成分です。身近なものを消毒するためには、水で0.05%に薄めて拭いた後水拭きをしましょう。噴霧については、絶対に行わないでください

次亜塩素酸ナトリウムは家庭用の塩素系漂白剤の成分で、食器・ドアノブ等の身近なものを消毒するためには、水で0.05%に薄めたうえで使用するのがよいとされています（6. 参考資料（1）参照）。また、家庭に感染者がいる場合のトイレ、洗面所等の清掃には、市販の家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを使用するのがよいとされています^(注8)。次亜塩素酸ナトリウムは、金属が腐食することがあるため注意が必要であり、手指は荒

れることがあるため手指の消毒には適していません。使用する際は、換気をし、家事用手袋を着用し、薄めた次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後は水拭きをしましょう。

次亜塩素酸ナトリウムの噴霧については、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性がありますので、絶対に行わないでください。

(注 8) 厚生労働省 新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項 (日本環境感染学会とりまとめ) より

(3) 次亜塩素酸水

次亜塩素酸水は、塩酸又は食塩水を電解することにより得られるもので、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することについては、現時点では評価中です

「次亜塩素酸水」とされる商品としては、食品添加物として指定されている「塩酸又は食塩水を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液」^(注 9)と次亜塩素酸ナトリウムや塩酸などを混合し希釈した水溶液が販売されています。

食品添加物として指定されている次亜塩素酸水は、酸性電解水などともよばれ、食品の殺菌などに使われますが、使用後は、水道水等でよく洗い、「最終食品の完成前に除去しなければならない」とされています。なお、手指の消毒に活用することについての有効性は、現時点では確認されていませんが^(注 10)、新型コロナウイルス対策として、食器・ドアノブ等の身近なものの消毒に活用することについて、現在、評価が行われています^(注 3)。有効成分が減少しやすいため、記載された使用方法、注意事項に従い、なるべく早く使用する必要があります。また、紫外線に当たると有効成分が分解されるため、遮光性のある容器に入れるか、暗所に保管すること、有機物に弱いので、あらかじめ汚れを落としたところに使うことが必要です。

なお、次亜塩素酸ナトリウムや塩酸などを混合し希釈した、容器入りの次亜塩素酸水で高い除菌効果をうたう商品が販売されていますが、一般財団法人機能水研究振興財団によると、これらは食品添加物として指定されている次亜塩素酸水とは異なるものとされています^(注 11)。これらは食品添加物として指定されたものではありません。使用に際しては表示をよく確認し、不明な部分は事業者を確認をしてください。

(注 9) 食品安全委員会「添加物評価書 次亜塩素酸水」(2007年1月)より

(注 10) 内閣衆質 201 第 147 号 (2020年4月10日)より

これに対して、一般財団法人機能水研究振興財団、一般社団法人日本電解水協会、微酸性電解水協議会より「次亜塩素酸水による手洗いをめぐる国会における質問主意書と答弁書に関連する見解」(2020年4月15日)が出されている。(http://www.fwf.or.jp/data_files/view/1722/mode:inline)

(注 11) 一般財団法人機能水研究振興財団「容器入り次亜塩素酸水の流通について (改訂版)」(2020年4月6日)より (http://www.fwf.or.jp/data_files/view/1719/mode:inline)

(4) 第4級アンモニウム塩 (塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム)

塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウムなどの第4級アンモニウム塩は医薬品や医薬部外品の消毒剤の有効成分ですが、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することについては、現時点では評価中です

塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウムなどの第4級アンモニウム塩を含む商品も販売されています。これらも医薬品や医薬部外品の消毒剤の有効成分で、通常、手指の消毒には医薬部外品の場合 0.05% で使用されています (6. 参考資料 (2) 参照)。

新型コロナウイルス対策として、食器・ドアノブ等の身近なものの消毒に活用することについて、現在、評価が行われています^(注3)。

(5) 二酸化塩素

二酸化塩素は、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することの有効性については、現時点では確認されておりません

二酸化塩素水溶液などの成分を含んだ商品が除菌剤として販売されています。

また、海外では、食品施設において設備表面の消毒の用途で二酸化塩素も使用している例もありますが、腐食性があるため、使用後には洗浄することなどが求められます。ただし、これらの成分を新型コロナウイルス対策として消毒に活用することの有効性については、現時点では確認されておりません。

4. 消費者へのアドバイス

(1) 手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんを使った丁寧な手洗いが有効です。手洗いができない場合に消毒効果が期待されるものとしては、70%のエタノールのようなアルコールが挙げられます。流水と石けんを使った丁寧な手洗いの後にアルコール消毒液を使用する必要はありません

手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんを使った丁寧な手洗いが有効です。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。また、流水と石けんでの手洗いができない時に消毒に用いるエタノールは、通常、70%濃度の使用が推奨されていますが、新型コロナウイルスに対しては、70%以上の入手が困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えないとされています。

(2) 食器・ドアノブ等の身近なものの消毒には、次亜塩素酸ナトリウムを薄めて拭いた後、水拭きをしましょう

次亜塩素酸ナトリウムは家庭用の塩素系漂白剤の成分です。食器・ドアノブ等の身近なものを消毒するためには、家事用手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウムを水で0.05%に薄めて拭いた後、水拭きをしましょう。その際、忘れずに換気をしましょう。噴霧については、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性がありますので、絶対に行わないでください。

(3) 除菌や消毒をうたうような商品を購入する際や使用する際は、成分は何か、使用してもよい場所はどこか、希釈して使用する商品なのか等、広告や表示をよく確認してから使用するようにしましょう

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌や消毒をうたう様々な商品が販売されています。購入する際や使用する際は、成分は何か、手指に使用してもよい商品なのか、希釈して使用する商品なのか等、広告や表示をよく確認してから使用しましょう。

(4) メタノールは人体への毒性が高いものですので、絶対に消毒用として使用しないでください。また、高濃度のアルコールは可燃性なので、使用する際は火気を避け、換気をしましょう

PIO-NETには、消毒用にメタノールが含まれている商品を勧められたとの相談も寄せられていました。一般に、消毒剤等に用いられるアルコールはエタノールやイソプロパノールです。同じアルコールでもメタノールは人体への毒性が高いものですので、絶対に消毒用として使用しないでください。購入する際には、表示などで成分をよく確認しましょう。

高濃度のアルコールは一般的にいずれも可燃性なので、使用する際は火気を避け、換気をしましょう。

5. 情報提供先

消費者庁 消費者安全課	(法人番号5000012010024)
消費者庁 参事官 (調査・物価等担当)	(法人番号5000012010024)
内閣府 消費者委員会事務局	(法人番号2000012010019)
厚生労働省 健康局 結核感染症課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室	(法人番号6000012070001)
厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課	(法人番号6000012070001)
公益社団法人 日本通信販売協会	(法人番号9010005018680)
一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会	(法人番号8010005004343)
日本チェーンドラッグストア協会	(法人番号なし)
アマゾンジャパン合同会社	(法人番号3040001028447)
ヤフー株式会社	(法人番号3010001200818)
楽天株式会社	(法人番号9010701020592)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

6. 参考資料

(1) 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど、
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL(商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

経済産業省 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

(2) 外皮消毒剤製造（輸入）承認基準（医薬部外品）

別表3

有効成分	配合量の範囲 (%)		備考
	A	B	
アクリノール	0.05～0.2	—	
エタノール	76.9～81.4	76.9～81.4	
塩化ベンザルコニウム	0.01～0.05	0.05	
塩化ベンゼトニウム	0.01～0.05	0.05	
過酸化水素	2.5～3.5	—	
グルコン酸クロルヘキシジン液	0.02～0.05	0.1	グルコン酸クロルヘキシジンとシテ
ポビドンヨード	10	7.5	
ヨードチンキ	10～50	—	

(注) ただし、エタノールにあつてはvol%とする。

厚生労働省「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」（平成11年03月12日医薬発第283号）より（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/sinsitei.pdf>）※vol%（volume%、容量百分率）は、体積で考えた時の濃度を指します。

医薬品医療機器等法上の区分について

除菌※・消毒をうたう商品は、医薬品、医薬部外品、化粧品、雑品の様々な商品が販売されています。そのうち、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）により定義されているものは医薬品、医薬部外品、化粧品であり、厚生労働省の審査等を経て販売されているものは、医薬品、医薬部外品になり、これらは「消毒剤」や「殺菌剤」として、有効成分を表示して販売できます。一方、単に手指を清浄にするための目的で販売されるものの中には「化粧品」として販売される商品があります。化粧品の場合、医薬品医療機器等法により、使用している全成分を表示する必要があります。

※ 除菌とは、生化学試薬通則（JIS K 8008）では、「対象物からろ過又は洗浄によって微生物を除去すること。」と定義されているが、その対象や程度について公的には定められていない。業界により自主規格を設けているところもある。

(3) 関連情報

国民生活センターでは二酸化塩素を使用した部屋等の除菌をうたった商品について、公表を行っています。

- ・「二酸化塩素による除菌をうたった商品一部屋等で使う据置タイプについてー」（2010年11月11日）http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101111_1.html
- ・「首から下げるタイプの除菌用品の安全性ー皮膚への刺激性を中心にー」（2013年4月30日）http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130430_1.html

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じています。

イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等（以下「事業者等」という。）が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から照会が寄せられていることから、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、貴管下関係者又は事業者等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 22 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について
(改定 (その2))

手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和2年3月23日付け及び同年4月10日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところですが、新型コロナウイルスに対し、60vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられるとの報告等があることを踏まえ、当該事務連絡を改定し、下記のように取り扱うこととしたので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

記

1. 手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、医療機関等において、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと。

2. 医療機関等において高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる際は、使用者の責任において使用すること。

使用に当たり、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。また、引火しやすいため火気の近くで使用しない等、取扱いに留意すること。

また、高濃度エタノール製品の入手に当たっては、

- (1) アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者
- (2) アルコール事業法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いて高濃度エタノール製品を製造する既存の事業者
- (3) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）に規定する酒類製造者又は酒類販売者のいずれかから購入し、当該製品が以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすことを当該事業者を確認すること。
 - (ア) エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること（消毒効果が十分に得られるよう、より高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。なお、新型コロナウイルスに対して、60vol%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告等があることを踏まえ、70vol%以上のエタノールが入手困難な場合には、手指消毒用として、60%台のエタノールを使用しても差し支えないこと。）。
 - (イ) 含有成分に、メタノールが含まれないものであること。

3. 代替として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等について同法による規制を受けないこと。

なお、高濃度エタノール製品（60vol%以上）を販売する事業者は、以下のような内容を製品の表示や広告等に記載して差し支え無いこと。

- ・ 本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。

以上



事務連絡
令和2年4月16日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の 取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という。）の需給が逼迫している状況にあります。

こうした逼迫した需給状況を少しでも改善するため、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）を用いた手指消毒について、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）において、その取扱いを周知したところです。

今般、薬局において高濃度エタノール製品を取り扱う場合に、注意すべき事項について下記のように整理したので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、御留意いただくようお願いいたします。

記

1. 薬局から医療機関等に対して、高濃度エタノール製品を販売又は授与して差し支えないこと。

2. 高濃度エタノール製品の販売又は授与に際し、医療機関等の求めに応じ、薬局又は薬局から委託された作業場等において、販売した高濃度エタノール製品を適切に希釈及び他の容器への詰め替えを行って差し支えないこと。

この場合、高濃度エタノール製品の取扱いについては、「高濃度エタノール製品の使用の手引き」（別添）の内容に留意するとともに、医療機関等に対しても同手引きの内容を周知すること。

以上

高濃度エタノール製品の使用の手引き
令和2年4月16日版

1. 留意事項

- (1) 本手引きは、令和2年4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」及び令和2年4月16日「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」に関連するものであり、手指消毒用としての使用を前提として作成したものであること（両事務連絡を適宜参照）。
- (2) 2. 調製方法等により調製されたエタノールについては、使用者の責任において使用することとし、使用に当たり、必要に応じて、医療機関等内での使用に係る所定の手続を行う、又は使用対象者を医療機関等に所属する職員に限定する等の対応を行うこと。
- (3) 本手引きの内容は、今後の状況や知見の集積などを踏まえ、見直す可能性があること。

2. 調製方法

(1) エタノール濃度が95vol%の調製例

以下の割合で、1L程度の容量が入る清潔な気密容器に入れて混和すること。

高濃度エタノール製品（95vol%濃度）	830mL
精製水	適量※
全量	1000mL（約78.9vol%）

※混合すると体積が減少するため、全量で1000mLとなるように希釈すること。

(2) 調製に当たっての注意事項

- 1) 高濃度エタノール製品が眼に入らないように注意すること（例えば、ゴーグルを着用し、作業すること）。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- 2) 作業をする際には、手袋等を着用し、長時間作業しないこと。
- 3) 火気の近くでは作業しないこと。
- 4) 小分けする容器は、メーカーの注意事項等を確認し、アルコール対応のものを使用すること。

5) 容器へ小分けする際は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で作業するとともに、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること。

小分けした容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」の注意事項を記載すること。

6) 手術野、創傷面等以外の一般的な手指・皮膚の消毒に使用する場合は、精製水の代わりに水道水で薄めることでも差し支えないこと。

3. 使用に当たっての注意事項

(1) 調製後のエタノールは、手指消毒のみに用いることとし、損傷皮膚及び粘膜に対しては使用しないこと（刺激作用を有するため）。

(2) 調製後のエタノールは、一般の手指消毒用エタノールと同様に、同一部位に反復使用した場合には脱脂などによる皮膚荒れを起こすことがあるので注意すること。

(3) 調製後のエタノールが眼に入らないように注意すること。眼に入った場合は直ちによく水洗いすること。

(4) 火気の近くでは使用しないこと。

(5) 密閉した室内で多量の調製後のエタノールの噴霧は避けること。

(6) 容器を設置・保管する際は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

(7) その他、日本薬局方エタノール、日本薬局方消毒用エタノール等の製品の使用上の注意等を参考にすること。

4. その他

(1) 高濃度エタノール製品の入った一斗缶の保管に当たり、少量（80L 未満）の場合には、消防法上の届出は不要であるが、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

一斗缶を多量に保管する場合は、消防署への届出等が必要となる場合があるので、最寄りの消防署に相談すること。

以上



事務連絡
令和2年4月22日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の
取扱いについて（改定）

薬局等での、手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品（以下「高濃度エタノール製品」という。）の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて」（令和2年4月16日付け医薬・生活衛生局医薬品総務課、監視指導・麻薬対策課及び医薬品審査管理課連名事務連絡）により、注意事項等を周知したところですが、今般、その別添を添付のとおり改正したので、貴管下関係者又は事業者等に対し、必要に応じて周知願います。

（参考）

改正内容は以下のとおり。

- ・ 2.（2）4） 小分けする容器が入手できない場合についての取扱いを追加
- ・ 4（1） 消防法におけるアルコール類の規制の対象についての留意点を追加

高濃度エタノール製品の使用の手引き

令和2年4月22日版

1. 留意事項

- (1) 本手引きは、令和2年4月22日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2）」及び令和2年4月22日「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて（改定）」に関連するものであり、手指消毒用としての使用を前提として作成したものであること（両事務連絡を適宜参照）。
- (2) 2. 調製方法等により調製されたエタノールについては、使用者の責任において使用することとし、使用に当たり、必要に応じて、医療機関等内での使用に係る所定の手続を行う、又は使用対象者を医療機関等に所属する職員に限定する等の対応を行うこと。
- (3) 本手引きの内容は、今後の状況や知見の集積などを踏まえ、見直す可能性があること。

2. 調製方法

(1) エタノール濃度が95vol%の調製例

以下の割合で、1L程度の容量が入る清潔な気密容器に入れて混和すること。

高濃度エタノール製品（95vol%濃度）	830mL
精製水	適量※
全量	1000mL（約78.9vol%）

※混合すると体積が減少するため、全量で1000mLとなるように希釈すること。

(2) 調製に当たっての注意事項

- 1) 高濃度エタノール製品が眼に入らないように注意すること（例えば、ゴーグルを着用し、作業すること）。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- 2) 作業をする際には、手袋等を着用し、長時間作業しないこと。
- 3) 火気の近くでは作業しないこと。
- 4) 小分けする容器は、メーカーの注意事項等を確認し、アルコール対応のものを使用すること。小分けする容器が入手できない場合には、手指消毒用エタノール用に使用されていた容器を水道水で洗浄し、清浄かつ破損・劣化がないことを確認の上、手指消毒用エタノール用として再利用して差し支えないこと。

5) 容器へ小分けする際は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で作業するとともに、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること。

小分けした容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」の注意事項を記載すること。

6) 手術野、創傷面等以外の一般的な手指・皮膚の消毒に使用する場合は、精製水の代わりに水道水で薄めることでも差し支えないこと。

3. 使用に当たっての注意事項

(1) 調製後のエタノールは、手指消毒のみに用いることとし、損傷皮膚及び粘膜に対しては使用しないこと（刺激作用を有するため）。

(2) 調製後のエタノールは、一般の手指消毒用エタノールと同様に、同一部位に反復使用した場合には脱脂などによる皮膚荒れを起こすことがあるので注意すること。

(3) 調製後のエタノールが眼に入らないように注意すること。眼に入った場合は直ちによく水洗いすること。

(4) 火気の近くでは使用しないこと。

(5) 密閉した室内で多量の調製後のエタノールの噴霧は避けること。

(6) 容器を設置・保管する際は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

(7) その他、日本薬局方エタノール、日本薬局方消毒用エタノール等の製品の使用上の注意等を参考にすること。

4. その他

(1) 高濃度エタノール製品の入った一斗缶の保管に当たり、少量（80L 未満）の場合には、消防法上（※）の届出は不要であるが、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

一斗缶を多量に保管する場合は、消防署への届出等が必要となる場合があるので、最寄りの消防署に相談すること。

（※）消防法では、重さで考えたときの濃度（重量％、wt％）が60％以上（体積で考えた時の濃度（vol％）換算でおおむね67％相当以上）のアルコール類を規制の対象としていることに留意

以上

[JACDS事務連絡No.20009]

2020年(令和2年)4月9日

日本チェーンドラッグストア協会
正会員企業様 各位

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

新型コロナウイルスに関する情報提供(注意喚起) (消毒用エタノールは精製水で薄める必要はありません)

会員企業におかれましては、協会活動に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関し、消毒剤に必要な精製水の品薄が報じられていますが、原因として、ドラッグストアなどにおいて精製水で薄める必要のない消毒用エタノール(最初から80%程度に薄めてあるエタノール)を販売する際に、合わせて精製水も販売しているのではないかと、との指摘があるようです。

無水エタノール(水を含まない高純度のエタノール)については瞬時の揮発化を避けるため水で薄める必要がありますが、消毒用エタノールは精製水で薄める必要はありませんので、念のため、お知らせいたします。

いずれの商品も品薄であり、各社の実情に合わせて、傘下の店舗への注意喚起をお願いいたします。

(参考)ヤフーニュース

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200409-00000023-it_nlab-life

2 ページ目の後ろにメーカー談話としてドラッグストアの名称が出てきます。

JACDS ダイレクトニュース

発行: 日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

「次亜塩素酸水による手指消毒の有効性は確認されていない」 政府見解

早稲田夕季衆議院議員(立憲民主党)の質問主意書(議員が国会を通じて政府に対して提出する質問状)に対する政府答弁書(4月10日)によれば、「次亜塩素酸水については、現時点においては、手指の消毒に活用することについての有効性が確認されていない」とのことです。

以上、参考情報としてお知らせいたします。

なお、現在これ以上の情報はありませんが、追加情報があればお知らせします。

文責: 中澤

別添資料

別添1 質問主意書 質問第147号

別添2 政府答弁書 答弁書第147号

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311

FAX. 045-474-2569

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80°Cの熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。